

障第1913号
令和4年3月3日

各指定障害福祉サービス事業所運営法人代表者
各指定障害者支援施設運営法人代表者
各指定一般相談支援事業所運営法人代表者
各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者
各指定障害児入所施設運営法人代表者
（岐阜市所管の施設等を除く。）

様

岐阜県健康福祉部長

岐阜県生産活動拡大支援事業費補助金交付要綱の
制定について（通知）

平素より、県の障がい福祉施策の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、みだしのことについて、別紙「岐阜県生産活動拡大支援事業費補助金交付要綱」のとおり制定し、令和3年度分の予算に係る補助金より適用することとしましたので通知します。

なお、県にて既に要望調査（※）を実施しており、申請が可能な該当事業所に対しては別途通知しておりますので、ご承知おき願います。

（現在、新規で募集は行っておりません。）

※ 要望調査の文書発出日

令和3年12月21日付け障第1602号岐阜県健康福祉部障害福祉課長通知

所 属	岐阜県健康福祉部障害福祉課 社会参加推進係		
係 長	大塚	担 当	三田村
電 話	058-272-1111 内 2608		
F A X	058-278-2643		
E-mail	c11226@pref.gifu.lg.jp		